

協 写 道

北海道写真協会

事務局 ■札幌市中央区大通西3丁目6道新文化事業社内
011-210-5735(直通) 011-207-3939(FAX)
<http://www.doshakyoo.org/>

第146号

令和3年度 総会(代表者会議)報告 過半数の賛成を得、全議案承認される

七月に総会(代表者会議)実施予定でしたが、コロナ感染拡大のため、次の代表者会議構成員の皆様へ、七月十五日に、二〇二二年総会議案書を送付し、紙面総会としました。今年の参加者は三十支部の支部長と加賀谷重雄、大崎和男、工藤二男、増田輝敏、田中明子の審査会員。竹田哲雄、立島春子会友の計三十七名です。七月二十三日付けで三十三名の回答をいただき、全議案は過半数の賛成を得て承認されました。

報告事項

令和2年度事業、第68回写真道展について、会計決算報告(写真協会会計・写真道展会計・作品集会計) 会計監査報告。

審議事項

令和3年度事業計画案、会計予算案(写真協会会計・写真道展会計・作品集会計)、北海道写真協会の規約改正案は、文言や現状に合わない条文の訂正、削除。付則の第四項の改正は、①会友の昇格要件の緩和②審査会員昇格要件の変更(詳細は本会報の3~5頁参照) 役員改選案

● 評決結果

代表者の審査会員、会友7名並びに23支部から7月23日までに回答をいただきました

た。規約改正の一部について3支部から反対意見がありました。文書によるご意見は、昇格通知は、本人への通知だけでなく支部長にもしてほしい。(函館) 奨励賞、準奨励賞の形を残してほしい(奈井江) 審査会員の昇格要件に写真展の開催を入れてほしい(旭川) このほかに、巡回展活動補助金の増額要望(釧路) などです。

令和3、4年度北海道写真協会役員

顧問は、菅原 淳、若林直樹、武藤省吾、会長に中野潤子、副会長に西澤 實、会務委員に、田本 實、川原静雄、中西 勉、事務局長に香取征子、事務局次長に藤田裕理、事務局員に、奈良美弥子、小関草太、会計監査に水野信治、壬生賢哉、塩野谷泰宏(文責 香取)



令和3、4年度役員

会長挨拶

扉を開こう

この度、心ならずも二期目をお引き受けすることになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

中野 潤子

振り返りますと、前期は世界的なコロナ禍の影響に翻弄された二年間でした。展覧会はもとより、日ごろの打ち合わせの会場もコロナ禍の制約等で確保が難しい状態が続ぎ、何度延期のお知らせをしたことでしょうか。そんな中で感染の危険を冒してお集まりいただいた役員の皆様

や、ご協力いただいた関係各位の皆様にご心よりのお礼を申しあげます。ありがとうございます。今期も、まだその不安から解放されませんが、何とか皆様と知恵を出し合って、写真協会の活動を実践していきたいと願っています。

今期は、この度ご承認いただきました規約改正の実践の年度です。改正の趣旨が十分に生かされて実施されますことを願っています。特に従来と大きく変わりましたのが、付則の第四項、会友と審査会員の昇格の要件です。この問題は、これまで長いこと役員会で話し合われ検討されてきました。この度、役員会では七十回展を目前にして、まさに今こそその時期と強い気持ちをもって改正に踏み切りました。

毎年五月に北海道新聞の見開きの紙面二ページに掲載される入賞作品は、道展の顔として注目的です。そこに常連さんが長いこと席を占めると道展の作風がマンネリ化し、さらに、全体の風通しが悪くなります。毎年新人さんがたくさん登場して、新たな風を吹き込むことで、本協会本来の願いを成就することができるとの期待のもとに、会友の自己申請制度を取りやめ、資格を持った段階で会友として更なる活動をしていただくことにしました。

また、会友の昇格は一度の奨励賞受賞で審査会員になるのではなく、二回頑張っていたり、厳しいハードルになるかもしれませんが、従来の三点棒を五点に増やすことで多彩な分野から、力量のある人材が昇格することを期待します。更に、奨励賞選考委員による

審査ではなく、当番審査員全員での選考とします。その他、展覧会開催や全国展での受賞も要件の一つでしたが、展覧会の開催は種々の難題を伴い、また、全国展受賞の経歴は本協会の独自性を重要視する点から昇格の要件からはずすこととしました。

これからは、会員、一般の出品者、会友・審査会員の力を結集して道写協そして写真道展の扉を大きく開き、一丸となつて北海道の写真文化の向上発展に尽くしていきたいと願っています。

皆様のご理解とご協力のほどを強く願うので決意いたします。

新審査会員紹介

奈良美弥子(札幌)



この度は審査会員に推挙頂き、身の引き締まる思いです。

自然風景に身を置くのが好きで、その記憶を残したくて写真を始めたのが、早いもので20年ほど前のことです。道写協へは多くの作品を見たくて入会させて頂きました。

写真を通じて多くの人と出会い、知見を深め、また自分を見つめることが出来ました。

これからも道内の方はもちろん、道外の写真作家の方々と交流し見識を深めながら、道写協の発展に微力ながら貢献できたいと思います。

令和2年度北海道写真協会会計決算書

令和2年7月1日～令和3年6月30日

単位：円

〈一般会計〉

収 入

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
繰越金	129,564	129,564	0	前年度繰越金
年会費	1,663,000	1,661,000	-2,000	会員263人、会友65人、審査会員41人
入会金	30,000	22,500	-7,500	新入会者15人×1,500円
登録料	75,000	255,000	180,000	会友11人、審査会員3人
諸収入	4	7	3	利息
合 計	1,897,568	2,068,071	170,503	

支 出

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
事業費	470,000	216,943	-253,057	支部年度賞盾代140千円、会友奨励賞等盾代約34千円、巡回展保管箱加工代33千円
印刷費	250,000	242,720	-7,280	会報印刷費4回214千円、代表者会議議案印刷28千円
会議費	430,000	19,300	-410,700	役員会会場使用料12千円
人件費	30,000	25,148	-4,852	ホームページ管理費25千円
交通費	330,000	165,800	-164,200	役員会、各種打合せ会議交通費140千円、審査員派遣費5千円
通信費	100,000	49,167	-50,833	メール便、切手代(各支部宛て、事務連絡)
事務費	120,000	101,858	-18,142	事務連絡費、コピー用紙等事務用品代
慶弔費	20,000	10,000	-10,000	香典1件
雑 費	47,568	7,580	-39,988	振込手数料
積立金	100,000	200,000	100,000	記念事業特別会計への積立
予備費	0	0	0	
繰出金	0	0	0	
次期繰越金	0	1,029,555	1,029,555	
合 計	1,897,568	2,068,071	170,503	

北海道写真協会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会を、「北海道写真協会（道写協）」と称する。
第2条 本会の事務所を札幌市中央区大通西3丁目6番地 道新文化事業社内に置く。
第3条 本会は、各地域の支部を持って構成する。

第2章 目的および事業

- 第4条 本会は、写真文化の向上発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
第5条 本会は、北海道新聞社と共催し次の事業を行う。
1. 「写真道展」、「写真道展審査会員・会友作品展」
2. 各種撮影会およびコンテスト
3. その他必要な事業

第3章 会 計

- 第6条 本会の会計は道写協会計と写真道展会計とする。道写協会計は、会費、入会金、登録料、その他の収入で当て、また写真道展会計は出品料その他の収入をもって当てる。
第7条 本会の事業および会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年の6月30日をもって終わる。
第8条 本会の年会費は、写真道展審査会員15,000円、写真道展会友8,000円、道写協会員2,000円とする。
第9条 写真道展審査会員および写真道展会友に昇格した場合は、審査会員は30,000円、会友は15,000円の登録料を納入すること。
第10条 本会に入会する場合は、入会金1,500円を納入すること。
第11条 会費は、年度内の8月31日まで納入すること。

第4章 組織および役員

- 第12条 本会は、写真道展審査会員、写真道展会友、道写協会員、道写協参与、その他をもって組織する。
第13条 写真道展審査会員、写真道展会友、道写協会員は支部に所属しなければならない。
第14条 本会に入会する場合は、既定の「北海道写真協会入会申込書」を提出すること。
第15条 写真道展審査会員、写真道展会友は「写真道展審査会員・会友作品展」に出品すること。なお、写真道展審査会員は本会の主催する写真展の審査権を有する。
第16条 写真道展審査会員、写真道展会友、道写協参与の資格は、次のとおり定める。
1 写真道展会友
3年以上道写協会員として在籍し、下記の(1)、(2)のいずれかに該当する者を写真道展会友とする。
(1)写真道展に通算で10回以上入賞・入選の者。
(2)写真道展に入賞・入選の点数が20点以上になった者。
なお、点数の換算は、一席5点、二席3点、三席2点、入選1点とする。
協会から昇格通知が届いた該当者は「写真道展会友申請書」を提出し、役員会が承認を決定する。
2 写真道展審査会員
(1)「写真道展審査会員・会友作品展」に連続3回以上出品し、会友奨励賞を2回受賞し

た者を写真道展審査会員選考の対象とする。

(2)該当者について支部長から既定の「写真道展審査会員申請書」及び「推薦決定書」が提出された場合は、役員会が承認を決定する。

3 道写協参与

写真道展審査会員として作品展に10回以上出品した者を対象とする。道写協の事業に関する審査権はなく、会費は免除する。

- 第17条 写真道展審査会員・写真道展会友で、「写真道展審査会員・会友作品展」に5年間連続して出品がなく、かつ本会に協力貢献がない場合は、その資格を取り消すことがある。
- 第18条 写真道展審査会員、写真道展会友、道写協会員、道写協参与が規約に違反し、または、本会の名誉を毀損した時は、本会より除名することができる。また、本会費を2年間滞納した者は退会したものとする。
- 第19条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-----------|-----|
| 顧 問 | 若干名 |
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 2 名 |
| 会 務 委 員 | 若干名 |
| 会 計 監 査 | 2 名 |
| 事 務 局 長 | 1 名 |
| 事 務 局 次 長 | 1 名 |
2. 顧問に北海道新聞社事業局長、道新文化事業社社長及び会長経験者等で本会から委嘱を受けた者があたる。また、事務局次長には道新文化事業社社員があたる。
- 第20条 役員は、写真道展審査会員、写真道展会友、道写協会員、その他から選任する。
- 第21条 役員任期は1期2年とし、再任は妨げない。ただし、会長は原則として3期までとする。また、会長は会長選考委員会の推薦により、総会において決定する。
2. 会長選考委員会は、会務委員1名、道新文化事業社1名、審査会員3名の5名で構成する。
- 第22条 会長は本会を代表する。
- 第23条 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその任にあたる。
- 第24条 会務委員は、本会の事業の企画運営にあたる。
- 第25条 会計監査は、本会の会計の監査にあたる。
- 第26条 事務局長は、本会の事務一般を担当し、事務局次長は事務局長を補佐する。

第5章 会 議

- 第27条 本会の会議を次の通り定める。
1. 総 会
 2. 代表者会議
 3. 役員会
 4. 企画委員会
- 第28条 総会は、1年に1回これを招集し、事業及び会計報告、監査報告、事業計画、予算案の審議、役員改選、規約の改正等を行う。ただし、代表者会議によりこれを代行することができる。
2. 代表者会議は支部長及び若干名の審査会員並びに会友をもって構成する。また、代表者会議は代表者会議構成員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 第29条 役員会は役員を持って構成し、本会の運営および事業の企画、実施にあたる。また、写真道展審査会員、写真道展会友、道写協参与の資格認定の決定権を有する。
- 第30条 企画委員会は、道写協と写真道展の連絡調整と役員会議案の素案の策定等にあたる。

付 則

- 第1項 支部の結成にあたっては、5名の発起人の連名により最低限支部長・事務局長の2役を選び、既定の「支部設立申請書」を、本会事務局に提出すること。なお、支部の結成には役員会の承認を必要とする。
- 第2項 支部規約は、本会規約に準じ別に定めること。
- 第3項 写真道展の開催にあたっては、別途写真道展実行委員会にて要項を定める。

※改正前の第4項は、改正のうえ規約の第16条に移行して記載

- 第4項 **【表彰規定】**
次の事項に該当する方に表彰状を贈り、その功を讃える。
 1. 感謝状：本会役員、支部役員（支部長・副支部長・事務局長・会計）として通算で10年を超え、本会の発展に尽くした方。
 2. 功労賞：本会役員・支部役員・写真道展審査会員・写真道展会友として通算で20年を超え、本会に著しく功績のあった方。
 3. 協会賞《会長賞》：本会役員および写真道展審査会員として通算で30年を超え、道写協会員の指導にあたり、また本会の発展に著しく功績のあった方。
 ※前記のいずれかの事項に該当する方を、支部の推薦によって役員会で決定する。

- 第5項 **【慶弔規定】**
 1. 本会役員、写真道展審査会員、写真道展会友本人が逝去した時 香典
 2. その他必要と認めた場合、会長と事務局長が協議の上決定する。

(補足)

- 第6項 本規定は平成5年5月23日をもって改正、実施する。
 - ・平成8年5月19日 第4章組織、第8条、第12条、第16条、一部追加。付則第1項3、細則を追加。
 - ↓
省略
↓
 - ・令和2年1月 付則第6項、慶弔規定の一部削除
 - ・令和3年7月 付則第4項(写真道展審査会員、写真道展会友、道写協参与の資格)の改正
第5項の削除、及び規約の文言の訂正
ただし、従前の付則第4項の2の(2)は改正から1年間は有効とする。

◆お知らせ—新会友—

- 中神由美子 (岩見沢支部)
- 褰田 祥健 (岩見沢支部)
- 大坪 恵子 (室蘭支部)
- 井関 一 (帯広支部)
- 吉村登美子 (恵庭支部)

*添島 均会友は、札幌支部から北見支部に変更しました。

■写真道展実行委員

- ・西澤 實・香取 征子・佐野 ミヨ
- (実行委員長) ・見野 則幸・米澤三千代
- ・中野 潤子・川原 静雄・副馬 雅之
- ・褰田 祥健・久留嶋誠悦・奈良美弥子
- ・中西 勉・掛村 一憲・浦崎 毅子
- ・中路 薫・五東 建夫・藤田 祐理
- ・増田 輝敏・田本 實・小関 草太

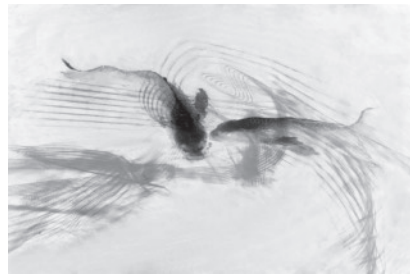
◆巡回展報告

コロナの影響もあり、岩見沢、室蘭、苫小牧、羽幌、北見、小樽が中止しましたが、帯広支部が10月14日〜19日まで実施します。巡回展の運搬用木箱を改修したことにより、輸送費が一律8,000円になりましたが、ヤマト便の料金改定により、10月中旬から16,000円になるとのことです。

支部例会成績

札幌 支部長 難波 江

▽4月例会(16日) 中野潤子審査会員選考)



4月例会1位「風の旋律」 カラー 高橋あや子

- ①高橋あや子
- ②安田敏彦
- ③梅澤勇二
- ④浦崎毅子
- ⑤掛村一憲
- ⑥府中紀一
- ⑦見野則幸
- ⑧副馬雅之
- ⑨林繁造
- ⑩落合英男

▽7月例会(16日) 加賀谷重雄審査会員選考)



7月例会1位「尖塔のある風景」 カラー 林 繁造

- ①林繁造②梅澤勇二③副馬雅之④見野則幸⑤米澤三千代⑥浦崎毅子⑦安田敏彦⑧掛村一憲⑨飯高光紀⑩坂垣功

旭川 支部長 白鳥敏昭

▽4月例会(8日) 馬場和美審査会員選考)

- (特選)①小山満②佐藤繁雅③添田裕子④佐藤祐子⑤山本義則(入選)宮野和子・小山満2点・吉田清治郎・武田千枝子ほか

▽5月例会(8日) 田本實審査会員選考)

滝川 支部長 渡辺精郎



5月例会1位「春宵」 カラー 池永靖子

- (特選)①池永靖子②小山満③臼田忠雄④森田正義⑤山本義則(入選)吉田清治郎・上平秀美・添田裕子・山本義則2点ほか

▽6月例会(10日) 馬場和美審査会員選考)

- (特選)①宮野和子②吉田清治郎③佐藤祐子④山本義則⑤小山満(入選)佐藤繁雅・小山満2点・宮野和子ほか

▽7月例会(8日) 田本實審査会員選考)

- (特選)①上平秀美②池永靖子③小山満④山本義則⑤臼田忠雄(入選)山本義則2点・吉田清治郎・坪井秀樹・添田裕子ほか

余市 支部長 一戸弘利

- ▽7月例会(17日) 審査互選)
- ①③③後藤芳江②③吉田金治②②③石岡誠三

室蘭 支部長 中西勉

- ▽5月例会(28日) 審査のみ実施 中西勉審査会員選考)
- ①今井富夫②吉井良平・鳴海明③成田正利・田村謙次・齋藤ますみ(入選)山谷茂2点・尾形和雄・高山幸子ほか

▽7月例会(21日) 佐々木昇支部顧問選考)

- ①齋藤ますみ②吉井良平・鳥海政史③成田正利・田

村謙次・山谷茂(入選) 山谷茂2点・高山幸子・鳴海ほか

栗山 支部長 黒田幸則

- ▽8月例会(27日) 審査互選)
- ①②③黒田幸則②中島武士(入選) 齋藤優子2点・中島武士3点・黒田幸則

恵庭 支部長 西澤 實

- ▽5月例会(10日) 審査互選)
- ①吉村剛②神能俊行③中村征子④中岡正美・梅田信俊

▽7月例会(12日) 審査互選)

- ①田中康夫②菅原恵子・前田敏雄④中岡正美⑤森崎義和

釧路 支部長 石川 隆

- ▽8月例会(9日) 選考互選)
- ①菅原恵子②神能俊行③吉村剛・吉村登美子⑤中岡正美

▽5月例会(13日) 高橋和幸審査会員選考)

- ①佐々木せつ子
- ②蝦名昇
- ③富田智春
- ④水野敏幸
- ⑤高橋米子
- ⑥長尾芳文



5月例会1位「桜を愛でる」 カラー 佐々木せつ子

- ▽7月例会(8日) 工藤二男審査会員選考)
- ①松坂正彦②佐々木せつ子③蝦名昇④山口良雄⑤橋本憲一⑥水野敏幸

小樽 支部長 高橋省三

- ▽5月例会(12日) 川原静雄審査会員選考)
- ①北宏保②小林好江③一條周一④根本辰男⑤北宏保

函館 支部長 松山浩司



5月例会1位「都市光景」 カラー 北 宏保

▽7月例会(7日) 増田輝敏審査会員選考)

- ①北宏保②一條周一

▽1月例会(27日) 吉江忍審査会員選考)

- ①荒木憲幸②小池貞子2点③渡部啓二・土田多江子(入選互選) 渡部啓二・岩本一志・岩佐敏子・スチュアート・七崎美雪ほか

▽3月例会(24日) 吉江忍審査会員選考)

- ①土田弘志②小池貞子2点③荒木憲幸・土田弘志(入選互選) 土田弘志・スチュアート・朝倉俊雄・岩本一志・岩佐敏子ほか

▽5月例会(26日) 吉江忍審査会員選考)

- ①②荒木憲幸・佐藤眞奈美③荒木憲幸・斉藤悠太(入選互選) 岩佐敏子・斉藤悠太・岩本一志・佐藤眞奈美・土田多江子ほか

▽7月例会(28日) 吉江忍審査会員選考)

- ①土田多江子②小池貞子③荒木憲幸・朝倉俊雄(入選互選) 朝倉俊雄・土田弘志・坂内孝二・斉藤悠太・渡部啓一・土田多江子ほか

編集後記

コロナの感染拡大のため、紙面による総会となり、道写協の活動も制約を余儀なくされておりますが、今年度がスタートしました。今号では、大きな改正となりました規約改正に紙面を多く使いました。会の活性化を願いながら、前向きな気持ちで楽しく、写真を撮ると免疫力もアップするように思います。

(田本・香取)